



産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和 5 年 6 月 30 日

(宛先)

埼玉県 西部環境管理事務所長 殿

報告者 埼玉県新座市北野3丁目6番3号
 サンケン電気株式会社
 代表取締役社長 高橋 広
 (電話番号 048-472-1111)

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	サンケン電気株式会社 本社
事業場の所在地	埼玉県新座市北野3丁目6番3号
計画期間	令和 <u>5</u> 年4月1日 ~ 令和 <u>5</u> 年3月31日
変更の概要	—

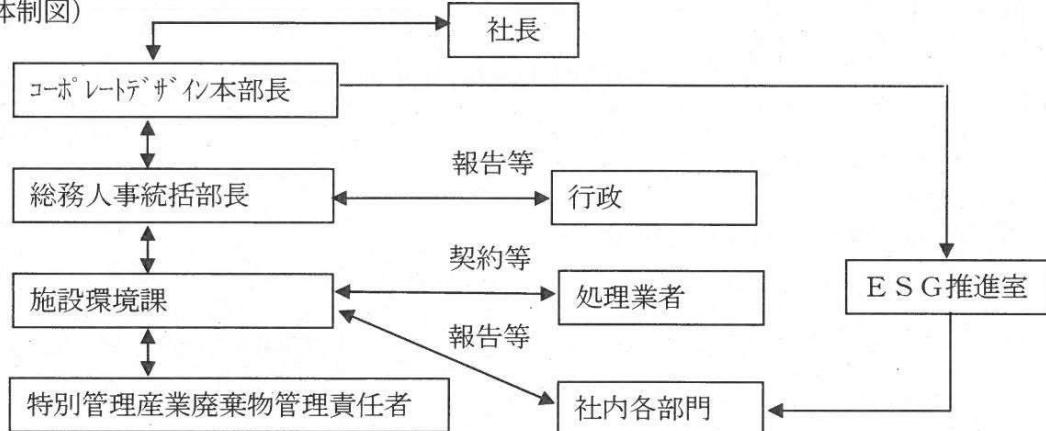
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	107,490百万円（令和4年度実績）
③ 従業員数	793人（令和5年4月末現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>製造、品質工程</p> <p>↓</p> <p>廃棄物発生 → 分別後廃棄物置場へ排出 → 引き取り手配 →</p> <p>排出運搬マニフェスト確認 → 分別後破碎、原料化処理 →</p> <p>分別出来ない場合は焼却減量後再資源化</p> <p>→ 路盤材またはセメント材料でリサイクル</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



分担：施設環境課

- 工場内のマテリアルフローの把握、統合的な廃棄物減量計画の立案
- 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- 処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、引渡し、適正処理の確認

ESG推進室

- 工場内の他部署への関係法令等の周知、指導

社内各部門

- 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木屑	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属屑	廃酸
	排出量	7.81t	1.00 t	7.63 t	0.94t	8.62 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物発生量の多い工程の変更による削減。 代替品採用による削減。 製品の小型化による排出物削減。 製品の長寿命化による排出物削減。 							
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木屑	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	金属屑	廃酸
	排出量	7.41 t	0.95t	7.20 t	0.89t	8.19 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> SDGs対応として各種施策を検討・実施し、廃プラスチック類の削減を図る。 他は更なる削減は難しいため、現状維持を目標とする。 							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状は排出物全体で35分別でうち産業廃棄物としては15分別している。 分別の種類削減、および減量化を推進。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出物全体で35分別でうち産業廃棄物としては15分別の現状継続。 廃棄物の減量化推進および有価物化の推進継続。

(第3面)

(第4面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「—」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。